

競争入札参加者心得

(平成 20 年 5 月 12 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この心得は、熊取町が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに測量、設計、監理、地質調査及び建設コンサルタントに関する業務（以下「建設工事等」という。）の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守るべき事項について定める。

(関係法令等の厳守)

第 2 条 入札参加者は、この心得のほか、次に掲げる関係法令等を厳守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- (4) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）
- (5) 契約規則（平成 14 年規則第 12 号。以下「規則」という。）
- (6) 制限付一般競争入札の場合は、熊取町制限付一般競争入札要綱（以下「一般要綱」という。）並びに当該入札の公告内容及び設計図書等
- (7) 指名競争入札の場合は、熊取町指名競争入札要綱（以下「指名要綱」という。）並びに当該指名通知書の記載内容及び設計図書等
- (8) 熊取町入札参加停止要綱（以下「停止要綱」という。）
- (9) 熊取町契約関係暴力団排除措置要綱
- (10) 熊取町建設工事等契約事務取扱要綱（以下「事務要綱」という。）
- (11) 熊取町建設工事等における郵便入札実施要領（以下「郵便要領」という。）
- (12) その他関係法令

(入札参加資格)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当した者は入札に参加することができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者
- (2) 入札に際して、談合等不正行為を行ったと認められる者
- (3) 指名競争入札の場合、入札書到達期限日において、指名を取消されている者
- (4) 指名要綱第 8 条第 3 項に該当する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなした者又はなすおそれがある者

(入札保証金等)

第 4 条 規則第 7 条第 3 号の規定により免除する。

2 落札者となり契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。

(入札書の書き方)

第 5 条 入札書には、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、本町へあらかじめ届け出ている印判を鮮明に押印しなければならない。

2 入札書には、鉛筆等訂正容易な筆記具を用いて記入してはならない。

3 入札書には、楷書で丁寧な記入しなければならない。金額については、算用数字を用い、その数字の直前に「¥」を記入しなければならない。

4 入札参加者は、見積りした契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書の金額欄に記入しなければならない。

(入札の辞退)

第 6 条 入札参加者は、開札までの間は書面により入札を辞退することができる。

(公正な入札の確保)

第 7 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たって競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の延期、中止)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する場合に入札を延期又は中止することがある。

(1) 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）が連合又は不穏な行動を行なう等入札を公正に執行できないと認められるとき。

(2) 入札参加者が 1 者となったとき。

(3) 郵便事情等による事故が発生した場合又は災害その他やむを得ない理由があるとき。

(開札)

第 9 条 開札は、公告等に記載した開札日時に行う。

2 入札参加者等（代理人については委任状が必要です。）が開札に立会う場合には、入札執行担当職員の指示に従い、開札立会人名簿に記名の上入室し、円滑な開札の執行に協力し、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げてはならない。

なお、立会いは 1 者 1 名に限る。

3 入札参加者等が開札に関し妨害若しくは不正な行為を行った場合、又は行なうおそれがあると認めるときは、その者の開札及び開札の立会いを拒否する。

(入札の失格及び審査)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 一般要綱第 8 条の規定に該当する者
- (2) 指名要綱第 15 条の規定に該当する者
- (3) 開札に関し妨害若しくは不正な行為を行なった場合、又は行なうおそれがあると認め
る者

(入札の無効)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 規則第 13 条のいずれかに該当する入札
- (2) 郵便要領第 6 条のいずれかに該当する入札
- (3) 工事費内訳書の提出を求められた入札で、その提出がないとき。
- (4) 工事費内訳書の金額が入札書と異なっているとき。

(落札者の決定等)

第 12 条 最低制限価格を設けた場合は、予定価格を超えず最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けていない場合は、予定価格を超えず最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項に規定する範囲内で同価の最低価格の入札者があった場合は、当該最低価格入札者及びその代理人（以下「入札者等」という。）がくじを引き、落札者を決定する。ただし、当該入札者等が開札に立ち会っていないときには、入札契約事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

3 町長は、入札に関し不正な行為が行われたおそれがあると認められるときは、落札者の決定を保留することができる。

4 制限付一般競争入札の場合、前 3 項における落札者は落札候補者であり、当該落札候補者が当該入札参加資格要件を満たしていれば落札者とする。

(契約金額の決定)

第 13 条 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。ただし、端数は円未満切捨てとする。

(契約保証金等)

第 14 条 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を現金又は規則第 6 条第 2 項に規定する種類の有価証券で納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（履行ボン）による保証を付したとき。
- (3) 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184

号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。) の保証を付したとき。

3 前項の公共工事の履行に係る保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

4 契約保証金は、契約目的物の引渡し後に全額を還付するが、利子は付さない。

(契約書の提出)

第15条 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に記名押印した契約書を契約担当職員に提出しなければならない。

2 落札者が前項の期間内に契約書等を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(議会の議決に付すべき契約の特約事項)

第16条 要議決契約等条例第2条の規定に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約であり、議会の議決がなされたときに本契約となる。

2 前項による仮契約の相手方が仮契約期間中に第2条の関係法令等に反する行為があったとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、当該仮契約を解除することができる。

3 前項の規定により仮契約を解除しても、熊取町は一切の責を負わないものとする。

(異議の申立て)

第17条 入札参加者は入札後、設計図書等についての不明または錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。また、郵便事情等により入札書等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成20年5月12日以降に発注する建設工事等の入札に関し適用する。

附 則

この心得は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この心得は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この心得は、令和元年10月1日以降に締結する契約(平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが令和元年10月1日以降になされるものを含む。)から適用する。